利用者負担額(保育料)改定案について

改定案の基本的な考え方とその根拠は以下のとおり。

(1) 利用者負担額(保育料)の算定方法を現行の所得税から市民税へ切り替える。 【根拠】

子ども・子育て支援新制度においては、所得税での算定も例外的に認められているものの、 市民税による算定が原則とされており、所得税で運用していることの事務的な不都合が生じ ているため。

(2) 改定は据え置きを基本としつつ、旧D5階層以降の間差を平準化する。 【根拠】

- ① 羽村市における 3 号認定 (0~2 歳保育)の国基準徴収額に対する利用者の負担割合は、 平成 29 年度決算ベースで 49.9% (26 市平均 54.5%)と、26 市中 6 番目に低い数値となっ ており、受益者負担の適正化の視点からは引き上げることの妥当性も認められなくはない。 しかしながら、本年 10 月から実施される幼児教育・保育の無償化により、1 号認定 (3 歳 以上教育)と 2 号認定 (3 歳以上保育)の保育料が無料となる中で、3 号認定の保育料を引き上げることは利用者の理解が得られないと考えられるため。
- ② 国が設置した有識者による検討会の報告においても、質の向上を伴わない保育料の引き上げは望ましくない旨が示されているため。
- ③ 国基準徴収額に対する利用者の負担割合について、これまで26市では、2号認定と3号認定を合わせた負担割合が概ね50%以内を目途として保育料を設定してきたところ、3号認定のみの割合を見ると、26市平均で54.5%と比較的高くなっている。

このことから、50%を大きく超過している市においては、今後、引き下げを検討するところも出てくる可能性が考えられるため。

④ 旧D5階層以降の階層について、受益者負担の適正化の観点から間差を平準化することが望ましいと判断したため。

(3) 改定時期は、平成32年(2020年)4月1日とする。

⇒平成30年9月13日開催の第3回羽村市子ども・子育て会議で承認済み。